

平成 22 年度 山形の家づくり利子補給 事務処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、山形の家づくり利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）

第 25 条第 2 項の規定により、当該利子補給金に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(募集戸数)

第 2 条 当該利子補給に係る住宅の募集戸数は、次のとおりとし、予算の範囲内で調整するものとする。

- (1) 要綱第 3 条第 1 号に規定する住宅は、50 戸。
- (2) 同条第 2 号に規定する住宅は、200 戸。

(利子補給の対象)

第 2 条の 2 要綱第 4 条第 1 項に定める住宅の建設等に要する額とは、住宅本体の建設工事費用のほか下記の費用を含むものとする。

- (1) 屋外付帯工事費（建築主体工事に付随する電気・給排水・ガスなどの設備を引く工事費、門、塀、車庫、別棟の物置、植樹などに要する工事費など）
- (2) 既存住宅の除却費用
- (3) 設計費、工事管理費
- (4) 敷地の測量・整地費用
- (5) 建築確認・中間検査・完了検査申請費用
- (6) 据付工事を伴う家具（壁面収納など）、照明、カーテン、冷暖房設備など
- (7) 住宅性能評価検査費用
- (8) その他、住宅の建設に直接に関ると認められるもの

(利子補給の計算方法)

第 3 条 借入者一人当たりの利子補給額の計算方法は、要綱第 13 条第 1 項の規定により融資機関が提出した借入者ごとの返済予定表に基づき、次の計算式によるものとし、円に満たない少数第 1 位の数値が 5 以上は円に切り上げ 5 未満は切り捨てる。

(1) 元利均等返済の場合

イ 初回返済時等で元利均等返済割賦金と相違する場合

$$\text{利子補給金計算用日数} = \frac{\text{借入者の当該回返済利息} \times 365 \text{ 日}}{\text{貸付金残高} \times \text{契約利率}}$$

$$\text{利子補給額} = \text{貸付金残高} \times \text{利子補給率} \times \frac{\text{利子補給金計算用日数}}{365 \text{ 日}}$$

ロ 元利均等返済割賦金の返済月の場合

$$\text{利子補給額} = \text{貸付金残高} \times \text{利子補給率} \times \frac{1}{12} \quad \left(\text{6 ヲ月毎返済は } \frac{1}{2} \right)$$

(2) 元金均等払いの場合

$$\text{利子補給金計算用日数} = \frac{\text{借入者の当該回返済利息} \times 365 \text{ 日}}{\text{貸付金残高} \times \text{契約利率}}$$

$$\text{利子補給額} = \text{貸付金残高} \times \text{利子補給率} \times \frac{\text{利子補給金計算用日数}}{365 \text{ 日}}$$

2 要綱第 14 条の規定による繰上返済で、補給金に日割り計算が生じる場合は、次の計算式によるものとする。

イ 利子補給金計算用日数 = 繰上返済月日 - 前回返済利息計算日

$$\text{利子補給額} = \text{繰上返済額} \times \text{利子補給率} \times \frac{\text{利子補給金計算用日数}}{365 \text{ 日}}$$

ロ 繰上返済の翌回の返済の場合

$$\text{利子補給額} = \text{繰上返済後の貸付金残高} \times \text{利子補給率} \times 1 / 12$$

(6 ヲ月返済は 1 / 2)

3 上記によりがたい場合が生じたときは、金融機関と協議のうえ計算する。

(利子補給の内示額)

第 4 条 要綱第 16 条の規定による内示は、融資機関別に行い、その金額は借入者ごとに、返済日が 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に該当する分又は 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に該当する分について、前条の規定により計算した利子補給金額の融資機関別の合計額とする。

2 前項の内示には、借入者ごとに利子補給金額の計算書（別記様式第 1 号）を添付する。

(申込み窓口等)

第 5 条 要綱第 7 条の規定により利子補給を受けようとする者は、県土整備部建築住宅課、各総合支庁建設部建築課（以下「建築課等」という。）に要綱様式第 1 号又は第 1-2 号を提出するものとする。

なお、要綱第 3 条第 1 号に規定する住宅の申し込みは、耐震診断結果通知書（別記様式第 4 号）を添えて提出するものとする。

- 2 要綱第 20 条の規定による基準適合報告は、建築課等に要綱様式第 11 号又は 11-2 号を提出するものとする。
- 3 要綱第 2 条第 10 号に規定する耐震診断の申し込みは、別記様式第 4 号を提出するものとする。

(危険住宅除却報告)

第 5 条の 2 要綱第 8 条第 2 項による認定者は、要綱第 3 条第 1 号に規定する住宅の完成又は引き渡しを受けた場合は、危険と判断された住宅は、完成又は引き渡しを受けた日から 30 日以内に撤去し、撤去後 14 日以内に建築課等へ危険住宅除却報告書（別記様式第 5 号）を提出するものとする。

(省エネルギー基準適合報告)

第 5 条の 3 要綱第 8 条第 2 項による認定者は、要綱第 3 条第 2 号に規定する住宅の完成又は引き渡しを受けた場合は、完成又は引き渡しを受けた日から 14 日以内に建築課等へ省エネルギー基準適合報告書（別記様式第 7 号）を提出するものとする。また、認定者等は別に定める調査票により、完成した住宅の状況について報告するものとする。

(現場の確認)

- 第 6 条** 要綱第 20 条第 4 項の規定による現場確認は、受付日から 10 日以内に各総合支庁建設部建築課又は各総合支庁産業経済部森林整備課が行うものとする。
- 2 各総合支庁建設部建築課長（以下「建築課長等」という。）は、第 5 条第 2 項により提出された報告書等を審査し、要綱第 20 条第 4 項の規定による現場確認又は森林整備課長に現場確認の依頼をするものとする。

(書類の送付)

- 第 7 条** 建築課長等は、第 5 条第 1 項により提出された申込書を受付し、記載内容を確認後、申込者一覧表（別記様式第 2 号）を添えて随時県土整備部建築住宅課長に送付するものとする。
- 2 建築課長等は、第 5 条第 2 項により提出された報告書等に意見を付して、前条第 1 項の現場確認の日から 3 日以内に県土整備部建築住宅課長に送付するものとする。

(基準適合確認済の通知)

第 8 条 建築住宅課長は、要綱第 20 条第 2 項に規定する基準適合確認通知を行った場合は、申込を受けた融資機関別に基準適合確認一覧表（別記様式第 3 号）を送付する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、知事と融資機関が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。